

第六節 記念博覽會取止め

本市々制施行五十周年記念式舉行に就て、記念事業として何等かの催を爲すべく、博覽會の如きは産業獎勵の一端とも成り、また一面市の殷盛を誘導する好箇の事業たるべく、市民の意嚮も亦之に動きつゝあつたが、時恰も支那事變中に屬し然も時局は漸次深刻化し來り、國民は舉國一致、堅忍持久の決意を固め、節約緊縮を旨とするの時、市當局に於ても此の時勢に鑑み、折角企圖された記念事業の博覽會ではあつたが、其の計畫は全然これを取止むることゝした、また興亞建設の聖戦下に執り行ふ五十周年記念式典のことゝて餘興の如きも一切之を行はず凡て簡素を旨とし、只式典のみは最も莊重嚴肅に舉行し、斯くて意義深き市制施行五十周年記念式を芽出度く終了するに至つた。

第十六編 縣會議員

第一章 府縣會規則に據る選舉

第一節 長崎縣會時代

佐賀市が「市」としての縣會議員を選舉するに至つたのは、明治三十年九月の選舉からのことである、それ

府縣會規則の概要

までは市制施行以前は素より、施行後も佐賀郡の選舉區に包含せられ、三十年九月一日本縣に府縣制實施せらるゝに及び初めて「市」は獨立選舉區となつたのである、以下章を逐ふて之を記さう。

明治十一年七月太政官布告を以て發布施行せられた府縣會規則は、府縣制の根本淵源をなせるもので、府縣會議員も此の規則に據つて選舉せられ、府縣會の權限も此の規則に規定せられてゐるのである、其の概要を記すれば

一、府縣會は郡區の大小により五人以内を公選したる議員を以て組織す

一、その選舉は滿二十歳以上の男子にして府縣に本籍を有し地租拾圓以上の納税を必要とする

一、府縣會は地方税を以て支辨すべき經費の豫算及び徵收方法を定め、決算報告に基き府縣内の利害に關して内務卿に建議し又は知事の諮問に答ふ

等のことを規定せられ、明治十三年四月布告第十五號を以て之に改正を施されたが、明治二十三年五月十七日法律第三十五號、府縣制の公布に依りて此の規則は廢止せらるゝに至つた。

本縣が府縣會規則により最初の縣會議員を選出せしは、明治十二年(月日不詳)にして、本縣が尙ほ長崎縣に屬せし時代の事である、當時の縣會議員としては

佐賀の安住藤太、小城の松田正久、多久の牛島秀一郎、唐津の神崎晋之助、西松浦郡桃ノ川の古川榮太郎、杵島郡の松尾芳道、同山口小一、須古の吉田忠雄、藤津郡の谷口某(千々岩某か)等の説あり)等が擧げられてゐたが、その他の事は詳かならず。

有權者は拾圓以上

府縣制公布

最初の縣會議員

第二節 佐賀縣復興

明治十六年五月長崎縣より分離して佐賀縣を復興せらるゝや、鎌田景弼(熊本縣人)復興初代の佐賀縣令(今の縣知事)として任命せられ、當時は基肄、養父、三根、神崎、佐賀、小城、東松浦、西松浦、杵島、藤津の十郡を管轄してゐたが後、明治二十二年四月一日市町村制の實施により、佐賀郡佐賀に市制を布き、同二十九年、郡の廢合を行ひ基肄、養父、三根の三郡を合せて一郡として三養基郡と稱へ、昭和七年一月一日東松浦郡唐津町に市制を施行したので現今は二市八郡を管轄してゐる。

各郡區々の選舉 期日

佐賀復興と共に、明治十六年新に縣會議員の選舉も行はれ、同年八月十三日臨時縣會を開いて縣會正副議長、縣參事會員等も選定された、當時の議員選舉は府縣會規則に據れるもので、同規則によれば、縣會議員選舉に就ては、先づ縣令が某月某日まで、に議員を選舉すべき旨を布告し、各郡長は其の期間内に於て日を定め、少くとも十五日前に之を郡内に公告して選舉を行ふこととなつてゐるので、縣下各郡一齊に日と同じふして選舉を行はざるも、要は縣令の命ぜし期間内に選舉を了すべき定めである、明治十六年の縣會議員選舉も斯うして行はれ、各郡區々にして其の選舉期日等一々之を詳かにせざるも、八月十三日には臨時縣會を開會せし記録あれば、多分同年七月には選舉を了せしものと見るを得べきか。

又その當時は現在の佐賀市も、佐賀郡内の一街衢として郡と同一選舉區に屬し、佐賀郡は議員定數五名を選出する事となつてゐる、因に各郡の議員定數を示せば左の通りである。

各郡の議員定數

縣會議員各郡定數

郡名	定員	郡名	定員	郡名	定員	郡名	定員
基肄郡	一	養父郡	二	三根郡	一	神埼郡	三
小城郡	三	東松浦郡	五	西松浦郡	四	杵島郡	五
計三十三名						藤津郡	四

第三節 議員半數交替

府縣會規則は議員の任期を定めて四ヶ年とせるも、二年毎に全數の半を改選し、初めての改選を爲すときは抽籤を以て其の退任者を定め、また正副議長の任期を二ヶ年として議員改選毎に之を公選することとし、その改選に當りては、前任者の再選差支へなき規定である、斯くて佐賀郡(今の佐賀市を含む)の選出せる縣會議員は左の人々である。

第一回縣會議員選舉 (總選舉)

選舉日 明治十六年七月

當選者 定員五人

- 武富時敏(佐賀郡 大財村) 野田常貞(佐賀郡 木原村) 米倉經夫(佐賀郡 水ヶ江町) 福地貞男(佐賀郡 赤松町) 江口六藏(住所未詳)

第二回縣會議員選舉 (半數改選)

退任者 (二人) 米倉經夫 福地貞男

選舉日 明治十八年十二月二十日

當選者 二人 福地貞男(再) 西川種近(佐賀郡長瀬村)

定員 五人(留任者) 福地貞男(再) 西川種近(新) 武富時敏 野田常貞 江口六藏(以上)

右の内、武富時敏は佐賀郡長に任ぜられ退任せるを以て其の補缺選舉を行ひ、左の通り當選したる旨明治二十年九月十三日縣告示あり。

補缺當選 米倉經夫

第三回縣會議員選舉 (半數改選)

退任者 (三人) 米倉經夫(武富) 野田常貞 江口六藏

選舉日 明治二十一年一月中

當選者 三人 米倉經夫(選) 野田常貞(再) 村岡致遠(新選、佐賀郡白山町)

定員 五人 福地貞男 西川種近(以上) 米倉經夫 野田常貞 村岡致遠(以上)

第四回縣會議員選舉 (半數改選)

明治二十二年四月一日佐賀市には既に市制を實施し佐賀郡の管轄より離脱したのであるが選舉區に就ては猶ほ佐賀郡と同一選舉區に置かれてゐる。

退任者 (二人) 福地貞男 西川種近

選舉日 明治二十三年三月九日

佐賀市は選舉區として猶ほ未だ獨立せず

當選者 二人 大塚仁一(新選、佐賀市松原町) 馬郡春海(新選、佐賀郡神野村)
 定員 五人 大塚仁一 馬郡春海(以上新選) 米倉經夫 野田常貞 村岡致遠(以上留任)

第五回縣會議員選舉(半數改選及び補缺選舉)

退任者 米倉經夫 野田常貞 村岡致遠
 辭任者 馬郡春海

選舉日 明治二十五年十月

當選者 四人 米倉經夫(選四) 野田常貞(選三) 村岡致遠(選再) 竹下以善(新選、佐賀郡兵庫村)
 定員 五人 大塚仁一(任留) 米倉經夫 野田常貞 村岡致遠 竹下以善(以上當選)

第六回縣會議員選舉(半數改選)

退任者 大塚仁一

選舉日 明治二十七年三月十五日

當選者 一人 石井忠男(新選、佐賀郡川上村)

定員 五人 石井忠男(新選) 野田常貞 米倉經夫 村岡致遠 竹下以善(以上留任)

右の内、野田常貞は衆議院議員に擧げられ縣會議員を辭任したるを以て、其の補缺選舉を明治二十七年四月十日執行し左の如く當選した。

補缺當選 森 太一(新選、佐賀郡中川副村)

第七回縣會議員選舉(半數改選)

退任者 森 太一 米倉經夫 村岡致遠 竹下以善

選舉日 明治二十九年三月十六日

當選者 四人 野田常貞(選) 森 太一(再選) 古賀助作(新選、佐賀郡東與賀村) 中村信平(新選、住)

定員 五人 石井忠男(留任) 野田常貞 森 太一 古賀助作 中村信平(以上當選)

第二章 府縣制施行

第一節 本縣と府縣制實施

市を獨立選舉區となす

府縣會議員選舉方法

明治二十三年五月十七日、法律第三十五號を以て府縣制が公布せられた、此の法律に依て府縣會議員の選舉區に郡、市の區別を立て、市は茲に初めて獨立選舉區として、所謂「市は市から」の府縣會議員を選出することを得るに至つたのである。

然しながら其の選舉方法は、市に在りては市會及び市參事會が市長を選舉會長とし、郡に在りては郡會及び郡參事會が、郡長を選舉會長として、市町村公民にして選舉權を有し、其の府縣に一年以來、直接國稅拾圓以上を納むる者より之を選舉するといふ規定で現行法とは頗る趣きを異にしたものである、蓋し復選法を採用せるものか、而して府縣會議員の任期を四年とし、二年毎に其の半數を改選することは、矢張り府縣會規則と同様である

府縣制の實施に就て

本縣に府縣制施行

此の府縣制の實施は、既に郡制や市制を施行したる府縣に施行するも、其の實施の時期は地方の狀況に應じ、府縣知事の具申に依り、内務大臣に於て之を定むる規定で、沖繩縣を除き、全府縣に實施されたのは、其の公布の年、即ち明治二十三年より、同三十三年までの間であつた。

本縣に此の府縣制を實施せられたのは、武内知事時代にして樺山内相は左の訓令を發してゐる。

訓令

明治三十年九月一日ヨリ其縣ニ府縣制ヲ施行ス

此旨管内へ告示セラルベシ

右訓令ス

明治三十年七月十三日

内務大臣伯爵 樺山 資紀

佐賀縣知事 武内 維續殿

第二節 市會で縣議選舉

本縣に於ては明治三十年九月一日府縣制實施の結果として、従前の縣會議員は其の資格すべて消滅し同月十五日更に府縣制に據る縣會議員の總改選を執行された、而して郡市に於て選舉すべき議員の數は勅令を以て定めらるゝが、各郡市をして少くとも一人の議員は選舉せしむる定めである、今佐賀市の選舉に就て記すれば

府縣制に依る總改選

第八回縣會議員選舉

選舉日 明治三十年九月十五日(縣下)
(一齊)

選舉區 佐賀市

議員數 二人

選舉場 佐賀市會議場

即ち今回の府縣制實施に依り、佐賀市は獨立選舉區となり、二名の市選出議員を本縣會に送ることとなつた、しかし其の選舉は府縣制に依て爲すことで、十五日午前八時から市會及び市參事會員が、市會議場に會合し、永田市長を選舉會長として選舉を執行した、會員總數三十七名中、出席二十八名(市參事會員三名、市會議員二十五名)、缺席九名にして午前九時から投票を行ふたが其の結果は

二十票 江副 靖臣 十八票 西村萬次郎 十二票 神崎 東藏

五票 中野 致明 一票 江口 東平

即ち江副靖臣、西村萬次郎兩人の得票最多數であつたが、當選資格は「其の府縣に一年以來、直接國稅拾圓以上を納むる者」といふ規定あり、西村の納稅額に僅少の不足あることが當選を決定するに際して判明したれば已むなく次點者を繰上げ左の如く決定することゝなつた。

佐賀市選出縣會議員當選者

佐賀市松原町 江副 靖臣 同市同町 神崎 東藏

第三節 半數改選廢止（第九回） （目選舉）

改正法に依る總選舉

改正法の議員定數

選舉權は國稅參圓以上

被選舉權は拾圓以上

任期は四年

半數改選は廢止

單記無記名法

第九回目の縣會議員選舉は明治三十二年九月を以て行はれた、此年は第八回の選舉（前節記載）に當選せる議員の半數改選年に當れるが、是より先、本年三月十六日法律六十四號を以て、府縣制改正法律を公布し、これを七月一日より施行されたので、此年の半數改選は右實施の結果、改正法に依る議員の總改選となつたのである。

この改政府縣制に依れば、人口七十萬未満の府縣は議員定數を三十人とし、七十萬以上はそれ〴〵増員の法を定め、郡市の區域を以て選舉區とし、矢張り市に獨立選舉區と認め、市町村の公民にして、市町村會議員の選舉權を有し、且つ其の府縣内に於て、一年以來直接國稅年額參圓以上を納むる者は、府縣會議員の選舉權を有し、同上直接國稅拾圓以上を納むる者は府縣會議員の被選舉權を有することとし、府縣會議員の任期は四年で、從來の二年毎に執行されて來た半數改選は之れを廢止された。

選舉投票は一人一票とし、選舉人自ら投票所に於て、投票用紙に被選舉人一名の氏名を記載し、投票用紙には選舉人の氏名を記する事は出來ぬといふ、所謂單記無記名の法である。

恁て本縣知事關清英は、明治三十二年八月二十八日、縣告示第百三十六號を以て縣會議員選舉に關する告示を爲した、議員總數三十名にして、佐賀市の分を摘録すれば左の通り。

第九回縣會議員選舉

選舉區 佐賀市

議員數 一人

投票日時 明治三十二年九月二十五日(自午前第八時至午後第四時)

本市の當選者

而して各郡市とも成規の手續きに依り翌二十六日選舉會を開き當選者を決定したが佐賀市の結果は左の如くであつた

當・選・ 一二四票 江副 靖臣(自由)

次 點 八四票 梅崎 綱吉(進歩)

正副議長

因に改選の結果、同年十月二十五日、初縣會を開會し、正副議長以下役員を選舉したが左の通り當選した。
議・長・ 江副 靖臣 副議長 久布白兼武

第三章 縣會解散

第一節 議場大混亂

革新會の不統制

本縣會解散のことは、本史に直接の關係なきところなるも、記事の順序上、其の概要を記することゝしやう、當時縣會議員の黨派的分野は、進歩派(今の民政黨派)系の議員は僅に七、八名にして議員總數(三十名)の三分の一にも足らず、他は自由黨派、反進歩黨派系の議員で、本縣では此等非進歩派の同志を糾合して革新會(今は政友會)なるも

三好議員の爆彈
的動議

議場漸く混亂

遂に議長を場外
に押出す

其の理由

のが組織されてゐた、されど革新會は固より異分子の集合團體なれば、時に或は意見の合致せざることあり、統制を缺ぐことあり、江副靖臣、川原茂輔各幹部の意見對立して相讓らざる事もあつたと云ふ。

斯くて明治三十三年十一月二十日より、通常縣會が開會されたが、同十二月七日の縣會に於て三好議員(一)は突如として「江副議長(臣端)の一人上に就ての建議あれば、議長の回避を要求したし」とて爆彈的動議を提出した、江副議長は「一人上の建議とは如何なる事であるか、其の大意を述べられたし、然らざれば退席せず」と述べて、三好議員と抗争し、此の抗争に對しては中立の形を爲せる進歩派系の加藤議員(十四)も亦「其の大意を述ぶるは寧ろ當然である、然らざれば後來惡例を貽す」と論じたが、多數を恃める川原議員(輔)一派は耳をも藉さず「議論無用」、「引摺りおろせ」など、聞くに堪へざる暴言を吐き、議場漸く混亂し、久布白副議長(兼武、川原派)は江副議長に代らんとして進み行き、また増永書記官(洋吉)も江副議長に退席を勧めたが、議長は「此の事未だ問題となり居らず、問題なきに退席せよとは何事ぞ」と叱り付け、頑として動かさず、蓋し三好議員(川原派)の動議には未だ賛成發表者もあらざるを以て問題となり居らずとの議事規則に基く主張であらう、川原一派は「既に問題となつて居るではないか」と叫べば、「問題と成つては居らぬ」と酬ひ、罵聲飛び、怒號起り、議場は鼎の湧くが如く收拾すべからざる狀況に陥り、此の時十數人の警官は議長席に押寄せ、議長が其の不法亂暴を責めて對抗せるにも拘はらず、遂に多勢で議長席より引下ろし、場外に押出し言語に絶した亂暴狼籍であつた、蓋し川原一派と縣當局と相結托し此の暴行を敢てしたるものと見られてゐた。

其の理由として當時川原一派の言ふ所では、江副議長は料理屋の減稅運動に關し、不純の行爲ありと爲し、また江副議長側では縣の理事者は縣參事會と結托して、臨時縣會で決議したる大演習に關する經費を濫用せ

るを此度の通常縣會に於て曝露されんことを虞れ、川原一派を使喚して、此の蠻行を敢てしたものだと言つてゐた。

第二節 議事無効縣會解散

議長に五日間出
席停止

決議一瀉千里の
審議振り

議長は縣會休會
の通告を發す

審議未了の通告

江副議長が場外に押出さるゝや、閉會を令して退場したので、進歩派の議員は、江副の同志ではないが、議長が「閉會」を令したので、其の聲に應じて議場を退出した、是に於てか川原一派のみが居残り、自派より出せる副議長久布白兼武を議長とし、所謂江副の一身上の問題に就ては秘密會議となし、傍聽者を退場せしめて審議し、やがて公開して江副議長に對し、向ふ五日間の出席停止を決議した、そして其後の縣會は久布白副議長を議長とし、日々會議を開き、それも、之れも一審議確定議として、一瀉千里の勢ひを以て決議し、江副議長の出席停止期間に議案の議了を急ぎ、明治三十三年十二月十日議案全部を議了せる旨、久布白副議長より關知事(英清)に報告し、關知事は同日縣告示第三百二十二號を以て縣會閉會の旨を告示した。

江副議長は餘儀なく退場せしめられたる後、即日(十二月七日)電報を以て事情を具申し、臨時總理大臣西園寺公望、内務大臣末松謙澄に宛て其の處分を求むる所あり、其の後十二月十九日まで關知事宛に度々縣會休會の通告を發してゐた、縣廳では「本縣會は十二月十日を以て閉會せる旨、縣告示第三百二十二號を以て發表されしこと既に御承知の事なるべく、隨つて休會の御通知は何等効力なきものである」とて、其の都度休會通告を却下したるも、江副議長は「休會中に開會せし會議は總て無効である」と主張して尙ほ休會の通告を續發し、會期

満了の翌日に至り更に左の如く最後の通告を知事宛に發した。

佐賀縣明治三十四年度提出の歳入歳出豫算議案は、先般及御報候議員、名譽職參事會員費用辦償及び其支給方法案の外、總て議了に至らず、全く不議の結果と相成り候條此旨及御報告候也

明治三十三年十二月二十日

佐賀縣會議長 江副 靖臣

佐賀縣知事 關 清英殿

川原一派の策せる議事は無効

清英に對し 恠くて此の紛糾に對し内務大臣末松謙澄は、明治三十四年一月二十二日訓令第三十八號を以て、本縣知事關

縣會は解散

明治三十三年十二月七日以後、其縣々會副議長を議長として開會したるは適法のもの認め難し、依て其間議決したる事項は無効のものに付府縣制第八十五條第一項により本大臣の指揮を請はるべきものとすとの訓令を發した、是に於て江副議長の主張が通つたが、しかも同日末松内相は佐賀縣會に對しても府縣制第三百三十一條に依り解散を命じた。

第四章 解散後の選舉

佐賀縣會は明治三十四年一月二十二日解散を命ぜられたので、關知事は同年二月二十六日縣告示第三十九號を以て、更に解散後の縣會議員總選舉を行ふ旨を告示した、佐賀市の分を摘録すれば

第十回縣會議員選舉

選舉區 佐賀市

議員 一人

投票日時 明治三十四年三月十九日(自午前九時至午後五時)

當時佐賀市の有権者數は五百四十四人であつたが投票の結果は左の通りである

投票數 二三六票

當選 一三〇票 江副靖臣

無効 一〇六票

因に右總選舉後の縣會では議長に川原茂輔、副議長に森太一當選した。

第十一回縣會議員選舉

佐賀市を選舉區とする議員定數は一人にして、明治三十八年三月十九日、佐賀縣會議事堂を選舉場とし、投票の結果左の如く當選した。

當選 二三五票 江副 靖臣(中)

次點 安住 藤太(進)

第十二回縣會議員選舉

佐賀市選舉區から選出する議員は一人にして明治四十二年三月十九日、佐賀縣會議事堂にて選舉の結果左の通りである。

當選 三三三票 下村平四郎(實業俱樂部)

次點 古川 貞吉(中)

第十三回縣會議員選舉

明治四十一年法律第二號を以て府縣制の改正あり、從來佐賀市の議員定数は一人であつたが、今回の選舉には定數二人となつてゐる、其の増員が改正府縣制の結果か、又は他の郡部選舉區との人口増減の比率に依るか未詳なるも、今回の選舉は大正二年三月十九日(自午前九時 至午後四時)縣會議事堂に於て執行し左記二名の當選を見た。

當選 三〇〇票 下村平四郎(同志會) 當選 二二九票 吉田光次郎(中立)

次點 一二六票 古川 貞吉 一〇九票 高島 九郎

第十四回縣會議員選舉

大正六年三月十九日(自午前九時 至午後五時)縣會議事堂に於て執行せらる、今回は佐賀市の議員數は一人に減じたが、

投票の結果は左の通りである。

當選 四四五票 船津 常六(憲政) 次點 三七六票 吉田光次郎(中立)

第十五回縣會議員選舉

今回は佐賀市の選出議員定數二人となり、大正十年三月十九日(自午前八時 至午後四時)縣會議事堂に於て選舉執行、有權者千二百二十八人(實數)、投票總數六百六十八、棄權四百六十人にして、開票の結果は左の通りである。

當選 四二一票 内田 清一(中立)
當選 二二七票 船津 常六(憲政)

外に 五票 横尾勘六 一票宛 副島以辰、永倉義晴、岡部瑾一
無効 十二票

第十六回縣會議員選舉

納税の多寡を論
ぜず選挙、被選
舉權を附與す

府縣制改正

選挙も納税資格
を撤廢

所謂普選施行

大正十一年四月十九日法律第五十五號を以て府縣制を改正公布された、此の法規に依れば直接國税を一年以來、其の府縣内に於て納むる市町村公民は、府縣會議員の選舉權及び被選舉權を有する事となり、納税を必要とするも、其の納税額の多寡は必要とせざる事となつた、そして此の規定は次の總選舉より施行する定めであるので、本縣では今回の選舉から實施し、大正十四年三月十九日(自午前八時 至午後四時)佐賀市に於ては公會堂で選舉執行、有權者二千三百五十二人、投票數千六百六十二票、棄權六百九十八にして開票の結果左の通り。

- 當選 八五〇票 鴨打龜一郎(政憲)
- 當選 八〇〇票 内田 清一(中)

次點 ナシ

第五章 普通選舉

大正十五年六月二十四日法律第七十三號を以て府縣制を改正し、從來の「郡」の行政區域が撤廢せられ、府縣會議員の選舉區は「市の區域又は從前郡若くは島司の管轄したる區域」に改め、また從前一年以來其の府縣内に於て直接國税を納むる市町村公民に府縣會議員の選舉權及び被選舉權を附與し居たるを撤廢して、府縣内の市町村公民は、府縣會議員の選舉及び被選舉權を有することに改めらる、その他各條項を改正し、同改正法中の議員選舉に關する規定は次の總選舉より之を施行し、その他は大正十五年七月一日より施行せられた。

此の改正法施行により本縣では「次の總選舉」即ち昭和四年三月執行の縣會議員總選舉から、從來の納税制

限を撤廢したる所謂「普通選舉法」が執行されることよて本市の選舉有權者の數も六千七百八十八人を算し市公會堂を選舉會場とし第一、第二の兩投票所に於て左の如く執行された。

第十七回縣會議員選舉（普選第一回）

期日 昭和四年三月十九日（自午前七時 至午後六時）

投票所

有權者

投票數

棄權

第一投票所市公會堂

三、四八四

二、八五一

六三三

第二投票所市協和館

三、三〇四

二、六五四

六五〇

計

六、七八八

五、五〇五

一、二八三

當選者

二人

當選

一、八八二票

伊丹

次郎

（政民）

當選

一、八三六票

内田

清一

（中立）

次點

一、五七〇票

副島與市

（政民）

一八九票

毛利善六

（中立）

散札及無効 二八票

第十八回縣會議員選舉（普選第二回）

第十八回の縣會議員總選舉は昭和八年三月を以て執行された、本市の選舉場は市公會堂とし第一、第二の兩投票所に於て投票を行ひ其の結果左の通りであつた。

期日 昭和八年三月十九日

投票所

有權者

投票數

棄

權

第一投票所 市公會堂 三、六九三 三、一二四 五六九

第二投票所 勸興小學校 三、七四五 三、二〇四 五四一

計 七、四三八 六、三三八 一、一一〇

當選者 二人

當選 二、五二〇票 瀬戸口勝市(政)

當選 二、三五二票 内田 清一(立)

次點 一、四〇一票 副島與市 無効 五六票

縣會議員補缺選舉 (内田議員補缺)

昭和十年十一月二日佐賀市選出縣會議員内田清一、議員を辭任したので同十一年二月その補缺選舉を行ふた、投票所は第一投票所市公會堂、第二投票所協和館にして選舉當日の有權者數七千九百二十二人、棄權者二千六百六十五人、投票數五千二百五十七票で其の結果は左の通り。

選舉期日 昭和十一年二月二日 (自午前七時 至午後六時)

投票數 五千二百五十七票

補缺當選 一人

當選 二、九七五票 太田 壽一(政)

次點 一、二三五票 副島 與市(立) 無効 四七票

第十九回縣會議員選舉

昭和十二年三月十九日第十九回の縣會議員總選舉が行はれた、本市の有権者は七千六百五十人、投票總數六千六百二十四票で、瀬戸口、太田の當選を見た。

期日 昭和十二年三月十九日 (自午前七時 至午後六時)

投票所

有権者

投票數

棄權

第一投票所

市公會堂

三、七七九

三、三二〇

四六九

第二投票所

市協和館

三、八七一

三、三二四

五五七

計

七、六五〇

六、六二四

一、〇二六

當選者 二人

當選

一、九三九票

瀬戸口勝市 (民)

當選

一、八四七票

太田壽一 (民)

次點

一、八〇三票

副島與市 (中)

九四七票

川頭久次郎 (政)

無効

八八票

第十七編 衆議院議員

第一章 小選挙區制

第一節 最初の選挙